

# 現在窓口で行っている申請・届出の一部が 令和5年4月1日から電子申請が可能になります!!! 是非ご利用ください!



## 電子申請の対象となるもの

### 越谷市まちの整備に関する条例

- 開発行為等計画届
- 検査前建築等承認申出書
- 公共施設整備等着工届
- 公共施設整備等完了届

### 都市計画法

- 公告前建築等承認申請書
- 工事着手届出書
- 工事完了届出書

## 申請及び届出の流れ



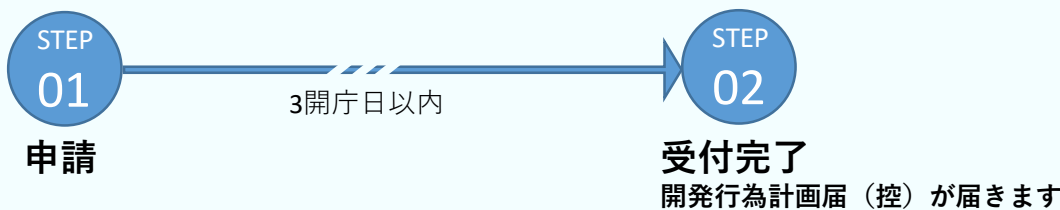
越谷市電子申請・届出サービスの  
利用には会員登録が必要です

登録後、下記二次元コードから  
ログイン画面へ進んでください



ログイン後、  
画面の内容に沿って  
必要事項を入力、  
添付してください。  
申請後の流れは  
下記のとおりです。

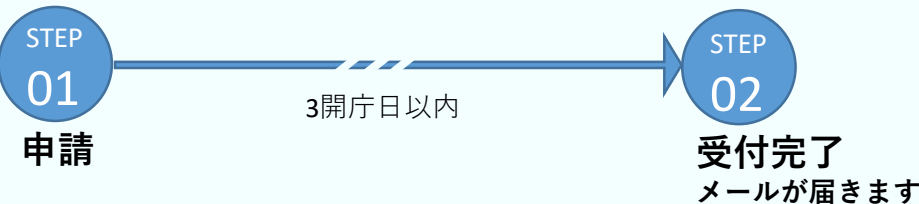
### ◎開発行為等計画届 ※開発行為等事前協議書は窓口での提出が必要です。



### ◎公告前建築等承認申請書／検査前建築等承認申出書



### ◎工事の着手・完了の届出 ※検査日の予約はこれまでどおり電話予約が必要です。



# 越谷市まちの整備に関する条例等の 各種申請の必要書類を簡素化します

申請書類の変更は令和5年4月1日から運用開始いたします

申請及び届出書類	必要書類	変更後【4月1日から】	現行	
<b>公告前建築等承認申請書</b> (都市計画法)  及び  <b>検査前建築等承認申出書</b> (越谷市まちの整備に関する条例)	開発行為許可通知書(写)(公告前建築等承認のみ)	○	○	
	公共施設整備等協定書(写)(協定書を締結した場合)	○	○	
	農地転用許可書(転用ありの場合)	○	○	
	その他必要な図面	不要になります	○	
	開発区域図(案内図)		○	
	公図(写し)		○	
	求積図		○	
	土地利用計画図		○	
	給排水計画平面図		○	
	平面縦断面図		○	
	道路等構造図(道路整備等がある場合)		○	
	予定建築物の平面図・立面図		○	
	事前協議要請書(写)		○	
	公共施設整備図書(各課承認済のもの)		○	
<b>工事着手届</b> (都市計画法)  及び  <b>公共施設整備等着工届</b> (越谷市まちの整備に関する条例)	開発行為許可通知書(写)(開発許可を受けている場合)		○	○
	公共施設整備等協定書(写)(協定書を締結した場合)		○	○
	農地転用許可書(転用ありの場合)		○	○
	その他必要な図面	不要になります	○	
	事前協議要請書(写)		○	
	開発区域図(案内図)		○	
	公図(写し)		○	
	求積図		○	
	土地利用計画図		○	
	給排水計画平面図		○	
	造成計画平面図		○	
	造成計画断面図		○	
	公共施設整備図書(各課承認済のもの)		○	

